

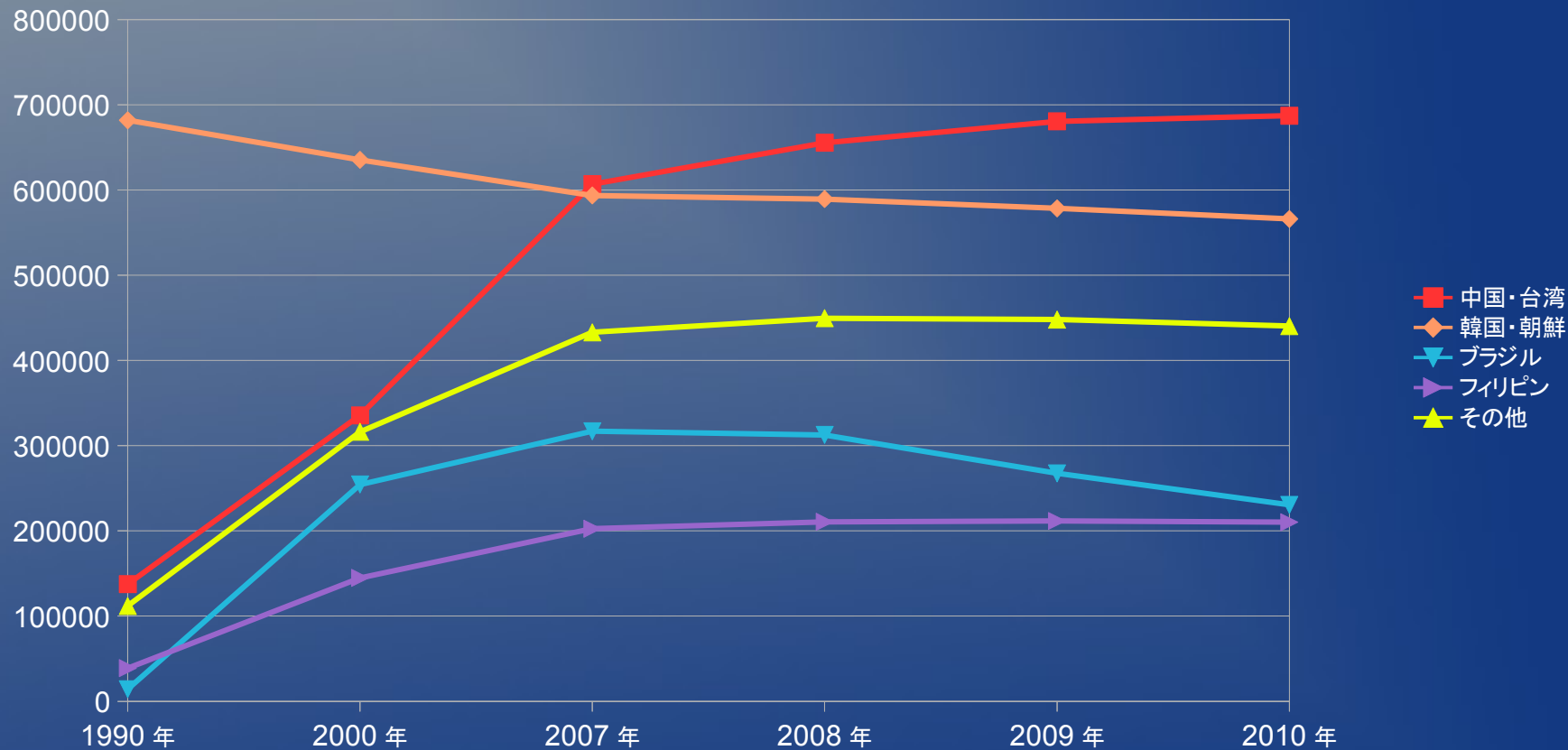
# 外国人参政権は是か非か ～賛成討論～

理学部理学科1回生 神岡秀治

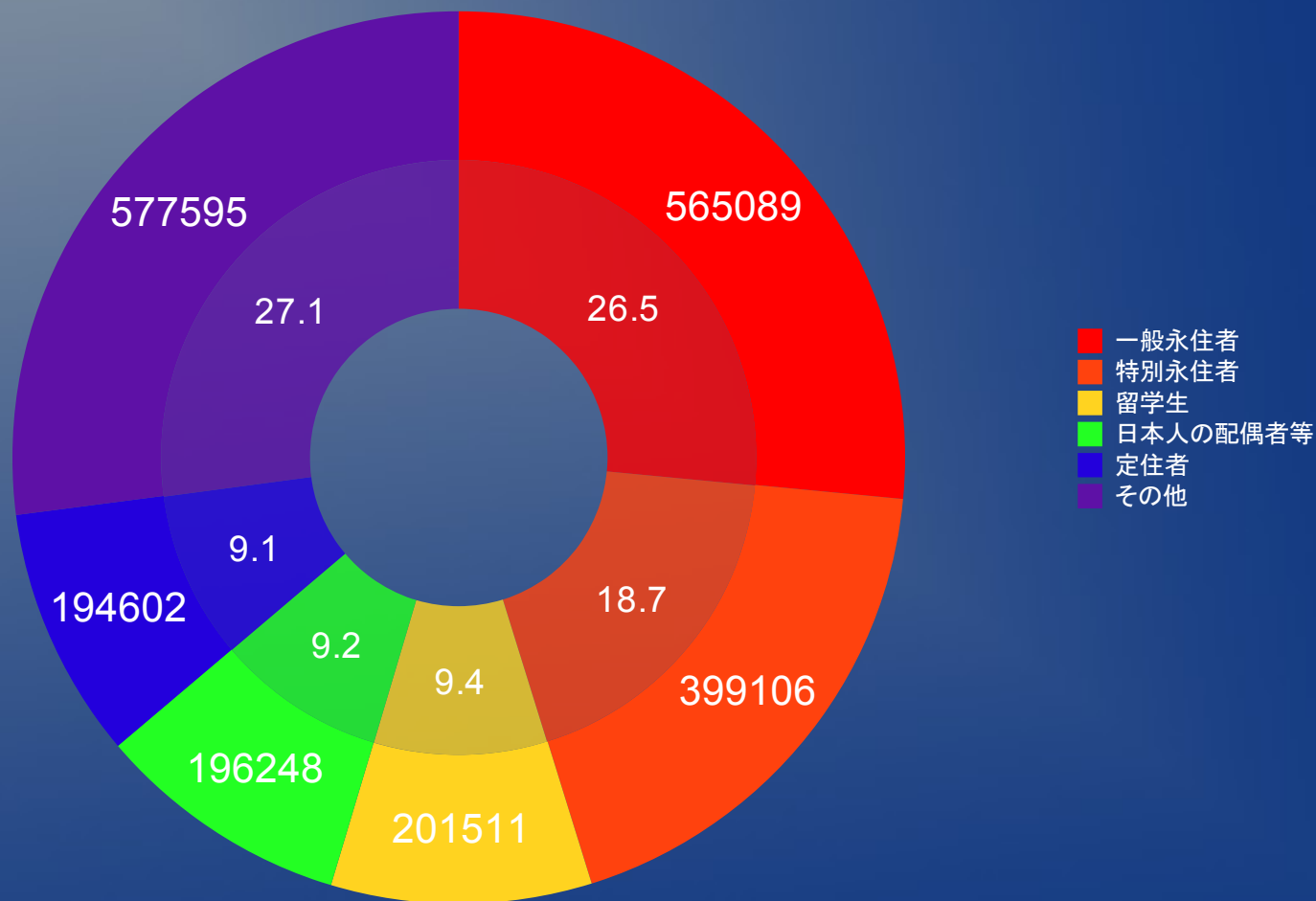
# 議題の明確化

- 外国人＝日本国籍をもたない在日外国人  
ここでは主に永住者を指す
- 参政権＝選挙権ならびに被選挙権のこと  
ここでは主に公職選挙法が適用される地方参政権のことを指す

# 国籍別在日外国人の内訳



# 在留資格別在日外国人の内訳 (2010年12月末)



# 外国人参政権に対する主な意見

## 賛成派

- 民主主義の原理より、日本国の政治的決定に従わねばならない生活実態にある在日外国人は、日本の主権者として認められるべきだ
- 憲法第93条では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するもの」と規定されており、地方参政権を有するのは日本国民に限らないはずだ

## 反対派

- 対馬・沖ノ鳥島が属する市町村では数百人の投票で当選が決まるので、領有権問題等の安全保障上のリスクが生じる
- 在日朝鮮人は北朝鮮国への参政権を有するので、外国人参政権を認めれば、特別永住者と同様に両国に対して参政権を有することになってしまう
- そもそも選挙権を得たいのであれば、日本に帰化すればよい

# 外国人参政権のメリット・デメリット

## メリット

- 自らの民族的主張・立場を失わず、住民としての権利を行使できる
- 民主主義の拡張
- 生き方の多様性の容認と、その社会への反映

## デメリット

- 日本にとっては不利益でも、特定の国にとって利益がある政策を推進する議員が当選する可能性が高まる
- 日本国籍所持者と同様の主権者としての権利が与えられるだけの十分な義務を果たさず、かつ責任もない在日外国人に対して参政権を認めれば、民主主義が損なわれる

# 条件つき外国人参政権

- 国政参政権を二国にまたがって有することのないように、二重参政権が発生した場合、どちらか一方を選択し他方を破棄することを義務とする
- 日本国籍所持者とほぼ同等の義務を負い、かつ永住者として認定され、在日期間3年を満了して初めて地方参政権が認められるものとする
- 以上の条件を満たしている場合、日本国が在日外国人を国外に強制退去させることを禁じる

# 結論

- 憲法上、外国人の地方参政権は一定の条件をつけた上ではあるが認めるべき
- 一定の条件というのは、権利にふさわしい義務と責任を負うことであり、それを果たすと宣言すること
- ただし、その過程で民族的主張をする権利は剥奪されてはならない



# 参考サイト

<http://www.nonsensecorner.com/wp25/?p=3991&cpage=1#comments>

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B0%B8%E4%BD%8F%80>

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001074828>

<http://hantai.440.jp/riekifurieki.html>

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AB%E3%81%8A%80>